

8/18
五郎

生活保護減取り消し

厚労省 獎学金収入認定で裁決

福島市で生活保護を受給しているNさん〔女性〕の娘の奨学金を全額収入認定し、その金額分を生活保護費から削った同市福祉事務所の行政処分に対し、厚生労働省が取り消し裁決したことを、Nさ

んを支援する弁護団が17日、県庁内で記者会見し、明らかにしました。

弁護団によると同裁判があったのは今月6日。厚労省は、市福祉

画作成の説明をせず収入認定方針を決め、入学準備の段階ですべての保護費でまかない切れ

ないと相談があったにもかかわらず、同方針もかかわらず、同方針を維持したと指摘。自ら更生費について適切な判断をせず不当であるよう改めるべきで、引き続き運動が必要

り、取り消しを判断し

たとしています。

Nさんの娘が昨年4

月に高校入学し、市教

育委員会と民間団体から給付型奨学金（年17万円）を受けることに

なり、市福祉事務所は同年4月と5月に奨学金全額を収入認定し、

厚労省の裁決は貴重な一歩。同様な被害者を出さないため、給付型奨学金を収入認定の対象そのものから除外す

るよう改めるべきで、

引き続き運動が必要

り、厚生労働省あてに再審査を申し立てていきました。

関根未希弁護士は、「必要な聞き取りもせ

ず結論ありきのところ